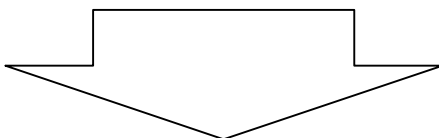


# 《農地の相続等の届出のお願い》



農地を相続したんだけど、  
どうしたらいいの？

山口市内の農地を相続したときは・・・



## 山口市農業委員会に届出をお願いします

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会が  
きちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

届出書の記載例は裏面を参照してください。

(記載要領)

- ・農地(登記簿上の地目が田、畑等)について記載してください。
- ・土地の表示等で、所有者については、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときには登記簿上の所有者を記載してください。

### 【相続等で農地を取得した場合の届出】

相続(遺産分割、包括遺贈含む)、許可を要せずに農地を取得した場合には、農業委員会にその旨を届出する必要があります。

届出は農地の取得日からおおむね10ヶ月以内に行ってください。

なお、この届出は農業委員会に権利取得の内容等を知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。また、所有権移転登記に代わるものではありません。登記は別途必要です。



山口市農業委員会事務局  
電話083-934-2882